

監査結果公表第5号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 8年 2月19日

四日市市監査委員	樋口	孝
同	嶋田	宜浩
同	小林	博次
同	山口	智也

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 タイムズグループ
(代表団体:タイムズ24(株)構成団体:タイムズサービス(株)、タイムズコミュニケーション(株))
都市整備部 道路管理課 (指定管理に関する事務の所管所属)
- 3 対象年度 令和6年度
- 4 対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和8年1月13日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

グループの名称	タイムズグループ
代表団体	タイムズ24 株式会社
構成団体	タイムズサービス 株式会社 タイムズコミュニケーション 株式会社
住所	東京都品川区西五反田2丁目20番4号

2 指定管理の内容

施設名	四日市市営中央駐車場 (以下、中央駐車場) 四日市市営本町駐車場 (以下、本町駐車場)	
所在地	○中央駐車場 四日市市諏訪町1番25号 ○本町駐車場 四日市市本町3番3号	設置年月： ○中央駐車場 平成元年4月 ○本町駐車場 昭和60年12月
指定管理期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日	

指 定 管 理 料	0 円 (利用料金収入 (令和 6 年度)) 中央駐車場 17,359,181 円 本町駐車場 8,897,720 円
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況 (令和 6 年度)	収 入 26,256,901 円 支 出 34,039,854 円 収 支 △7,782,953 円
利 用 実 績	年間利用台数 中央駐車場 令和 4 年度 262,776 台 令和 5 年度 250,318 台 (前年度比 12,458 台減) 令和 6 年度 254,564 台 (前年度比 4,246 台増) 本町駐車場 令和 4 年度 6,790 台 令和 5 年度 8,049 台 (前年度比 1,259 台増) 令和 6 年度 6,191 台 (前年度比 1,858 台減)

3 指定管理の業務範囲

- ア 施設の利用許可、利用者へのサービス、広報その他施設の運営に関すること。
- イ 施設の利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ウ 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	32,140,000	26,256,901	△5,883,099
指定管理料	0	0	0
収入計	32,140,000	26,256,901	△5,883,099
人件費	4,863,000	5,482,730	619,730
消耗品費	1,460,000	1,103,273	△356,727
光熱水費	4,932,000	4,063,666	△868,334
修繕料	800,000	1,364,638	564,638
駐車場機器等修繕料	811,000	1,922,872	1,111,872
通信運搬費	1,616,000	643,622	△972,378
広告料	60,000	438,240	378,240
手数料	200,000	154,339	△45,661
保険料	85,000	84,388	△612
委託料	8,345,000	7,808,296	△536,704
使用料	152,000	152,316	316
市への納付金	5,610,000	5,610,000	0
その他	198,000	97,764	△100,236
一般管理費	3,033,000	5,113,710	2,080,710
支出計	32,165,000	34,039,854	1,874,854
収支	△25,000	△7,782,953	△7,757,953

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【タイムズグループ】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管部局【都市整備部 道路管理課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【タイムズグループ】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

駐車場における運営・管理業務全般のマネジメントや保守メンテナンス・集金業務等についてはタイムズ24株式会社（運用営業）、タイムズコミュニケーション株式会社（コールセンター）、タイムズサービス株式会社（緊急対応、清掃業務・機器定期保守点検・保安業務・集金業務）が連携して行っている。市の貸与備品については、定期的の実査、確認を行っている。令和6年度において緊急対応に至った事例はなかった。協定書等に基づく義務の履行は適切に行われている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

意見

① 発券機については、日常的な点検に努め、故障により市民利用に支障が生じないよ

う取り組むこと。

- ② 大雨時に浸水しやすい箇所への止水板の設置については、今年度中に一部導入される予定とのことであるが、引き続き、今後必要となる対策や設備の在り方について検討を継続すること。
- ③ 駐車場内での清掃については、入庫する車両との接触等、事故につながるおそれがあることから、清掃時間帯や作業方法などについて十分に検討を行い、利用者の安心・安全の確保に努めること。
- ④ 本町駐車場において、利用者にとって定期駐車枠と時間貸枠が分かりやすくなるような表示や工夫を行うこと。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

- ◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続きが適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

利用料金は四日市市駐車場条例別表第9条関係に定める額の範囲内であり、市の承認を得ている。施設の使用許可については同条例第7条に定めるとおりである。利用料金の収納や還付等の手続きについては、令和6年度四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場指定管理者管理業務仕様書に基づき適正な事務処理が行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設管理に係る収支については、基本協定書に基づき、完全利用料金制を前提とし、利用料金から管理費用を差し引いた残余は指定管理者の利益とすることができる。市に対しては年度協定書に定める負担金を支払っている。

施設管理業務に係る費用は管理費用と一般管理費から構成されている。一般管理費は、タイムズグループが負担する統括管理料等の共通経費を管理対象施設に配分した金額である。利用料金収入はタイムズグループの収益とは明確に分けられている。月次収支は、指定管理者から毎月提出される月報で報告され、所管課で内容の確認を行っている。

意見

- ① 行政利用に係る駐車に関しては無料扱いとなっているが、今後、電子申請の普及等により、無料となる駐車場利用が減少し事業収支の好転が期待されることに伴い、相対的に指定管理者が市に支払う負担金を増加できる可能性も想定される。最近の行政

動向を踏まえつつ、将来の変化も見据えた上で、負担金の適正水準の把握に努めること。

- ② 本町駐車場において2階と屋上の利用料金が同額となっている。利用者の声も踏まえ、料金の設定について検討すること。

【都市整備部 道路管理課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適當な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項に基づき公募を行った。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

- ◆応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会を与えられていると考える。平成26年度以降、継続して当団体が指定管理者に選定されているが、平成18年度の指定管理者制度導入以降平成25年度までは他社（株式会社日本メカトロニクス）が選定されている。

意見

指定管理料収入がないものの、市への納付金を支払う仕組みとなっているため、令和6年度は事業収支が赤字となっている。事業者が過度な負担を負うことなく運営できるように、赤字とならない仕組みの構築について行政側において検討するとともに、できるだけ多くの事業者が参入しやすい環境づくりに努めること。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、業務の履行確認を行っている。モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき行っているとのことであるが指定管理者につ

いて求められる「四日市市モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングについて、以下の点が実施されていなかった。

- ① モニタリングのチェックシートは①から⑨までであるが、当施設は①から⑤までしか作成されていない。
- ② 毎月報告される業務報告書に基づく月次のチェックシートが作成されていない。

指 摘

一部のモニタリングチェックシートの提出漏れは、所管課の認識不足に起因する。チェックシート①～⑨の整備を速やかに完了し、併せて月次チェックシートの作成を実施すること。

意 見

所管課は基本協定書、年度協定書、仕様書と現場の実態に齟齬が生じないように、基本協定書等の内容を十分確認し、適正な指定管理業務委託に努めること。また、定期的に現場に出向き、協定書と実態の確認を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【タイムズグループ】

意 見

- ① 防災への取り組みについて【合規性の視点・有効性の視点】

昨今、災害リスクが高まっている状況を踏まえ、行政と連携の上、地震や火災等の災害種別に応じた訓練の実施について検討を進めること。

- ② 適正な事務処理について【合規性の視点】

金融機関への入金タイミングについては、協定書では速やかに行うこととされている一方、実際の運用は毎週金曜日となっている。協定書の記載内容と整合するよう、見直しを行うこと。

- ③ 職員配置について【合規性の視点】

ア 常駐職員が時間帯によって1名になることについては現行の仕様書の記載と整合していない。

実態と仕様書の記載内容が異なると、指定管理者の選定に当たって応募を検討していた事業者に対して誤解を与えかねないため、実態と仕様書の記載内容が整合するよう、十分留意すること。

イ 清掃業務の現場において、スタッフ間の指示やコミュニケーションの在り方について、職場において誰もが気持ちよく働ける環境を確保する観点から、十分なコミュニケーションを図り、適切な指示や対応が行われるよう努めること。

【都市整備部 道路管理課】

特になし

【タイムズグループ・都市整備部 道路管理課】

意見

① 車両盗難対策について 【有効性の視点】

本町駐車場における車両盗難については、利用者からの損害賠償請求が生じる可能性も踏まえ、リスクの観点から防犯カメラの設置などを含めた必要な対策について検討すること。

② 職員配置について 【法規性の視点】

清掃員について仕様書では「平日1名以上、4時間以上配置」と定められている一方、指定管理者が清掃業務を委託しているアサヒファシリティーズとの契約書では「3時間以上」となっており、実態としては4時間以上の清掃が行われている。

早急に改善を行うとともに、実態と契約書や仕様書との整合性について、市としても見落としがないよう、平素から確認を行うよう努めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 友輪株式会社
都市整備部 道路管理課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 対象年度 令和6年度
- 4 対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和8年1月13日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	友輪株式会社
代 表 者	代表取締役 松本 功弘
住 所	東京都千代田区内神田三丁目5番3号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場（以下、南駐輪場） 四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場（以下、北駐輪場） レンタサイクルポート近鉄（以下、レンタ近鉄） レンタサイクルポートJR（以下、レンタJR）
-------	--

所在地	○南駐輪場 四日市市鶴の森一丁目16番4号 ○北駐輪場、レンタ近鉄 四日市市安島一丁目1番26号 ○レンタJR 四日市市本町3番85	設置年月： ○南駐輪場 平成9年3月 ○北駐輪場 平成9年3月 ○レンタ近鉄 平成26年4月 ○レンタJR 平成26年4月
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	
指定管理料	5,661,000円	
指定管理に係る収支状況 (令和6年度)	収入 32,840,940円 支出 32,455,204円 収支 385,736円	
利用実績	定期利用 駐輪場 令和4年度 8,802台 令和5年度 8,852台 (前年度比 50台増) 令和6年度 8,894台 (前年度比 42台増) レンタ 令和4年度 2,282台 令和5年度 2,297台 (前年度比 15台増) 令和6年度 2,865台 (前年度比 568台増) 一時利用 駐輪場 令和4年度 40,779台 令和5年度 39,723台 (前年度比 1,056台減) 令和6年度 41,757台 (前年度比 2,034台増) レンタ 令和4年度 17,470台 令和5年度 17,296台 (前年度比 174台減) 令和6年度 17,198台 (前年度比 98台減)	

3 指定管理の業務範囲

- ア 施設の利用許可、問い合わせ等への対応その他施設の運営に関すること。
- イ 施設の利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ウ 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	26,886,200	27,179,940	293,740
指定管理料	5,661,000	5,661,000	0
収入計	32,547,200	32,840,940	293,740
人件費	22,324,000	21,988,199	△335,801
消耗品費	0	6,869	6,869
印刷製本費	480,000	570,019	90,019
光熱水費	1,659,000	1,666,040	7,040
修繕料	984,000	991,060	7,060
通信運搬費	135,000	124,625	△10,375
手数料	109,500	105,071	△4,429
保険料	101,200	100,270	△930
施設維持管理費	739,500	738,100	△1,400
廃棄物処理代	94,000	92,400	△1,600
レンタサイクル整備費	750,000	769,055	19,055
備品購入費	0	82,500	82,500
一般管理費	2,911,000	2,911,000	0
租税公課費	2,260,000	2,309,996	49,996
支出計	32,547,200	32,455,204	△91,996
収支	0	385,736	385,736

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【友輪株式会社】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管部局【都市整備部 道路管理課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【友輪株式会社】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

駐輪場における運営・管理業務全般のマネジメントや保守メンテナンス・集金業務等については友輪株式会社が行っている。市の貸与備品などについては、定期的に実査、確認を行っている。令和6年度において緊急対応に至った事例はなかった。協定書等に基づく義務の履行は適切に行われている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

意見

- ① 高額な自転車の盗難防止策として、ロックバー等の盗難防止設備の設置を検討すること。
- ② 市民が快適に利用できるよう、清掃を徹底するなど、施設的美観の維持に努めること。

と。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われ
ないリスク

- ◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

利用料金は四日市市自転車等駐車場等条例別表第11条関係に定める額の範囲内であり、同条例制定時に市の承認を得ている。施設の使用許可については同条例第10条に定めるとおりである。利用料金の収納や還付等の手続きについては、令和6年度四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等指定管理業務仕様書に基づき適正な事務処理が行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われ
ないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設管理に係る収支については、基本協定書に基づき、自転車等駐車場等施設の管理運営について要する経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、予算の範囲内において友輪株式会社に委託料として支払っている。

施設管理業務に係る費用は管理費用と一般管理費から構成されている。一般管理費は、友輪株式会社が負担する統括管理料等の共通経費を管理対象施設に配分した金額である。利用料金収入は友輪株式会社の収益とは明確に分けられている。月次収支は、指定管理者から毎月提出される月報で報告され、所管課で内容の確認を行っている。

意 見

- ① 利用料金については、収支が赤字とまらない水準となるよう、適正な料金設定に努めること。利用実績については、収入以外の指標（利用回数等）の把握や、継続的な集計・分析に努めること。
- ② つり銭の実在性を立証するための資料の一部に不備があった。後日の確認に資するため、現金出納簿等の記録の整備を徹底すること。あわせて、電子マネー等のキャッシュレス決済の利用が広がれば、つり銭の金額は相対的に減少することが見込まれることから、キャッシュレス決済の利用拡大にも努めること。

【都市整備部 道路管理課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適切な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項に基づき公募を行った。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

- ◆応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会が与えられていると考える。平成18年度の指定管理者制度導入以降、他社（ミディ総合管理株式会社）が選定された平成26年度から28年度を除き、当団体が指定管理者に選定されている。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、業務の履行確認を行っている。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき行っているとのことであるが、指定管理者について求められる「四日市市モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングについて、以下の点が実施されていなかった。

- ① モニタリングのチェックシートは①から⑨までであるが、当施設は①から⑤までしか作成されていない。
- ② 毎月報告される業務報告書に基づく月次のチェックシートが作成されていない。

指 摘

一部のモニタリングチェックシートの提出漏れは、所管課の認識不足に起因する。チェックシート①～⑨の整備を速やかに完了し、併せて月次チェックシートの作成を実施すること。

意見

所管課は基本協定書、年度協定書、仕様書と現場の実態に齟齬が生じないように、基本協定書等の内容を十分確認し、適正な指定管理業務委託に努めること。また、定期的に現場に出向き、協定書と実態の確認を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【友輪株式会社】

意見

① 管理人不在時の現金管理について【有効性の視点】

午後8時から午前6時までの管理人不在時は、利用料金を料金箱に投入する取扱いとしているが、この運用は仕様書に明記されていない。盗難や紛失のリスクを回避するため、他市の運用状況も参考に、交通系ICカードの活用等によるキャッシュレス化を推進するとともに、協定書・仕様書と実態が整合するよう見直しを行うこと。

② 防災への取り組みについて【合規性の視点・有効性の視点】

ア 昨今、災害リスクが高まっている状況を踏まえ、所管課と連携の上、地震や火災等の災害種別に応じた訓練の実施について検討を進めること。

イ 避難誘導訓練における避難誘導先の選定に当たっては、災害特性等、実際に想定される条件を考慮すること。

ウ 大雨による浸水被害を防止するため、市のハザードマップを参照し、止水板の設置を検討するなど、想定される状況に応じた対策を講じること。

③ レンタサイクル事業について【有効性の視点】

高齢化の進展や中央通り再編事業の推進により、今後は自転車のニーズが高まることが見込まれることから、自転車の増車を検討すること。あわせて、災害時の帰宅困難者への自転車利用等の対策を検討すること。

【都市整備部 道路管理課】

特になし

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社
商工農水部 商業労政課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 対象年度 令和6年度
- 4 対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和8年1月30日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	アクティオ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 淡野 文孝
住 所	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市すわ公園交流館	
所 在 地	四日市市諏訪栄町22番25号	設置年月：平成15年8月
指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	
指 定 管 理 料	20,020,000円（令和6年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 （令和6年度）	収 入	21,128,172円
	支 出	23,423,882円
	収 支	△2,295,710円
利 用 実 績	年間利用者数 令和4年度 28,596人 令和5年度 46,761人（前年度比 18,165人増） 令和6年度 64,592人（前年度比 17,831人増）	

3 指定管理の業務範囲

ア 施設の使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、施設への入場の制限その他使用許可に関すること。

イ 施設の利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。

ウ 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	5,500	28,600	23,100
指定管理料	20,020,000	20,020,000	0
委託・提案事業	607,000	379,092	△227,908
助成金	700,000	700,000	0
受取利息	0	480	480
収入計	21,332,500	21,128,172	△204,328
人件費	9,816,400	12,541,043	2,724,643
消耗品費	500,000	352,999	△147,001
印刷製本費	40,000	51,351	11,351
光熱水費	1,020,000	1,049,261	29,261
修繕料	1,100,000	1,101,634	1,634
工具器具備品費	30,000	22,880	△7,120
通信運搬費	250,000	283,069	33,069
広告料	100,000	5,000	△95,000
手数料	18,000	18,370	370
保険料	67,000	57,137	△9,863
委託料	1,547,810	1,547,810	0
その他	710,000	724,336	14,336
委託・提案事業費	4,337,400	3,748,249	△589,151
一般管理費	1,795,890	1,920,743	124,853
支出計	21,332,500	23,423,882	2,091,382
収支	0	△2,295,710	△2,295,710

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【アクティオ株式会社】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われ

ないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管部局【商工農水部 商業労政課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【アクティオ株式会社】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

定期点検を計画的に実施し、異常を発見した際には速やかに市へ報告し、市の判断を仰いだ上で、協定等に基づく適切な修繕対応を行っている。また、予防保全の観点から日常的な確認や軽微な補修などにも努め、利用者の安全確保と快適な環境の維持を図っている。市の貸与備品などについても、半期ごとに実査を行っており、年度末には所管部局の実査により確認を受けている。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市市すわ公園交流館条例施行規則に基づき事務処理が行われていたものの、同規則第5条第2項に規定されている、専用使用する際の申請について、申請しようとする日の属する月の初日前3か月より前に申請を受け付けている案件が見受けられた。

意見

すわ公園交流館条例施行規則で定められた申請可能期間より前に申請書を受理し使用許可を行っていたが、所管課と業務内容等について協議のうえ、規則に基づく申請書の受理及び使用許可を行うよう徹底すること。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

施設管理業務に係る収支と、会社としての業務に関する収支はシステムにより混同しないように分けていた。

【商工農水部 商業労政課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の選定については、令和5年度において、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条第1項に基づき公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に指定され、議会の議決を経て指定されている。

- ◆応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会が与えられていると考える。平成26年度の選定時には2者からの応募があったが、それ以降の選定においては応募者はアクティオ株式会社のみである。(応募団体1者)

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、業務の履行確認を行っている。

モニタリング評価については、毎月、月次報告書が提出された際にチェックシートに基づき管理運営状況を実地に調査することが定められているが、実施されていなかった。

指 摘

月次チェックシートの作成が実施されていないことは、所管課のマニュアルの理解不足に起因する誤りであるため、マニュアルに則って実施し、適切な指導に努めること。

意 見

所管課は基本協定書、年度協定書、仕様書と現場の実態に齟齬が生じないよう、基本協定書等の内容を十分確認し、適正な指定管理業務委託に努めること。また、定期的に現場に出向き、協定書と実態の確認を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【アクティオ株式会社】

意 見

① 実施する事業の内容について【有効性の視点】

実施する事業については、新たな視点や活動を加えながら、地域と連携して共に発展できるような内容となるよう、継続的に検討し実施していくこと。

② 来館者の増加について【有効性の視点】

令和4年度から令和6年度にかけて、毎年1万8千人程度来館者が増加している。実施事業の検討や日々の取り組みが効果を上げているものと考えられるため、今後も継続して取り組まれない。併せて、一度来館した人がリピーターとなることで、中心市街地の賑わいの創出にもつながるため、何度も足を運んでもらえるような施設となるよう所管課と連携を図っていくこと。

【商工農水部 商業労政課】

意 見

関係部局との連携と事業の展開について【有効性の視点・効率性の視点】

ア すわ公園交流館の目的である中心市街地の賑わいの創出を図るためにも、所管課はすわ公園交流館2階の児童館を所管することも未来部と、それぞれの事業における今後の連携について検討を進めること。

イ 児童館に来館する子どもと地域の交流が図れるような企画について、指定管理者が実施できるよう、所管課はこども未来部と協議を行うこと。加えて、子どもたちの居場所となる施設づくりに向けて関係部局とも連携を図っていくこと。また、子

どもたちだけではなく、高齢者の生きがいの創出や健康寿命を延ばす居場所ともなるよう、事業の展開を図っていくこと。

【アクティオ株式会社・商工農水部 商業労政課】

指 摘

休館日の取り扱いについて【合規性の視点】

四日市市すわ公園交流館条例施行規則第4条には、休館日を「毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときは、その翌日とする。」と規定されている。しかし、実際の運用は翌日ではなく、その後の休日でない日となっており、規則と運用に齟齬が生じているため、市民に誤解を与えることのないよう、早急に齟齬の解消に努めること。

意 見

連絡調整会議の設置及び運営について【合規性の視点・効率性の視点】

指定管理者年度協定書内の管理業務仕様書に定められている、市と指定管理者の月1回の連絡調整会議が実施されていなかった。事業の企画及び実施並びに施設の管理及び運営方法を協議するために設置されたすわ公園交流館運営協議会と混同することなく、連絡調整会議の確実な実施を徹底すること。

また、毎月の連絡調整会議でモニタリングチェックシートの確認を行うなど、効率的な実施方法について併せて検討すること。